

## 「いみず」で働き「いみず」に住もう業務委託仕様書

### 1 委託業務名

「いみず」で働き「いみず」に住もう事業

### 2 委託業務の目的

東京一極集中を是正し、地方創生を実現するため、内川周辺の風情等、市の魅力等を発信・体験することによるワーケーション及び移住・定住促進に加え、市内のテレワーク拠点施設「アグリライミズ」の活用促進によるテレワークの推進を図るもの。

### 3 業務期間

契約締結日から令和5年3月10日（金）まで

### 4 委託料限度額

金9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

### 5 委託業務の内容

ワーケーションや移住・定住の促進及びテレワークの推進の3事業（以下「3事業」という。）について、それぞれ下記の業務を実施すること。なお、事業別での実施を基本とするが、3事業合わせて実施することが効果的な場合は事業者の提案により可能とする。

#### (1) 雑誌やSNS等を活用した3事業のPR事業

本市でのワーケーションやテレワーク等による二地域居住や地方暮らしに関心があると思われる方にターゲットを絞り、効果的かつ戦略的なPRを実施する。

##### ① 広告の実施

効果的と考えられる雑誌やSNS広告、WEB広告で積極的に情報発信する。

なお、後述するイベントやモニターツアーの参加者を募る等、本業務に関する事業についても、積極的に広報すること。

##### ② 東京都内におけるイベント等の開催

ワーケーションやテレワークに関心のある首都圏等の企業及び個人を対象に、本市の魅力を発信し、誘致を促すイベント等を企画し、実施及び運営すること。

##### ア 開催場所及び回数等

・受託期間内において都内で1回開催すること（開催時期は受託業者と協議。）。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、オンラインによる開催も認める。

#### イ イベント内容

- ・より多くの参加が見込まれる内容を提案のこと。
- ・イベントは2～3時間以内とすること。
- ・参加者と市担当者等が、意見交換できる場をイベントに盛り込み、オンライン開催であっても、リアルな「つながり」が感じられるイベントとなるよう工夫すること。
- ・イベント参加者の参加費は無料とする。但し、提案内容により材料費等が必要な場合は事前に参加者から徴収することを可能とする。
- ・イベントの進行は受託者側で行うこと。

### (2) モニターツアーの実施

モニターツアーの実施に係る参加者の募集、参加申込みの受付、参加費等の受領・精算するほか、人員や宿泊施設の手配と調整、参加者アンケート調査の実施・取りまとめ・分析等に係る一切の業務を行うこと。

#### ① 対象者及び参加人数等

##### ア ワークেশョンの促進

地方での暮らしやワークেশョンに興味のある首都圏等のリモートワーカー  
5名程度

##### イ 移住定住の促進

地方への移住を検討している首都圏等の若者及び子育て世帯 3家族程度

##### ウ テレワークの推進

地方でのテレワークやサテライトオフィスを検討している首都圏等の企業  
3社程度

#### ② 開催回数及び開催時期等

それぞれ1回とする。

#### ③ 実施期間

2泊3日を基本とするが、参加しやすい日程を設定する。

#### ④ モニターツアーの内容

- ・本市のテレワーク施設「アグリライミズ」の視察と体験
- ・地域との交流、暮らし体験
- ・行政サービスのプレゼンテーション
- ・参加者が地域の魅力や課題について理解を深め、本市と継続的に関係を持ち、将

来的には移住等が期待できること。

- ・滞在期間中に必要な移動手段のサービス提供を含めたプランとし、その他ツアーの趣旨に資するような内容を積極的に提案すること。
- ・参加者に事後アンケート調査を実施するなどの、感想等の把握を行う手段を盛り込むこと。
- ・参加者及び事業者はツアーの様子を SNS で投稿すること（投稿に関しての参加者の承諾を事前にとっておくこと）。

#### ⑤ 参加者負担金

- ・1人当たり、現地までの往復交通費（東京発を基本）、宿泊費、テレワーク実施施設利用料等の2分の1程度で設定のこと（ただし、飲食に係る経費は全額参加者の自己負担とする。）
- ・参加者負担金は受託者が徴収し、実費の支払いに充てること。
- ・負担金の金額については、本市と協議のこと。

### 6 効果検証（事業実施報告書の作成）

事業の効果や今後の課題抽出等を行い、事業の方向性について下記の事項について検討した報告書を作成し、提出すること。

- ・参加者に事後アンケート調査を実施し、イベント内容への評価、市への移住の意向等を分析のうえ、本事業の方向性について効果検証を行うこと。
- ・アンケート調査の項目や調査手法を明確にすること。なお、調査項目及び手法については、事前に委託者の了承を得ること。
- ・アンケート項目には市内への来訪意欲や移住等に対する意識の醸成等が把握できる内容を含めること。
- ・参加者募集の媒体及び申込実績を分析し、広報手法についての効果検証を行うこと。

#### ① 成果物

事業実施報告書（紙媒体）	1部
同上（電子媒体）	1部
アンケート個表及び結果集計表（紙媒体）	1式
同上（電子媒体）	1式

#### ② 納期

令和5年3月10日（金）

#### ③ 納入場所

〒939-0292 富山県射水市小島 703 番地

射水市産業経済部観光・定住課  
電話 0766-51-6676 FAX0766-51-6691  
電子メール：kankou-teiju@city.imizu.lg.jp

## 7 留意事項

- (1) 本業務の実施に伴い、取得した個人情報を本業務以外で利用しないこと。
- (2) 特定の商品販売・販売の斡旋等事業以外の業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する行動を行わないこと。
- (3) 参加者等との間で発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (4) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、受託者と本市が必要に応じて協議をすること。
- (5) 本業務の企画運営及び広報宣伝を実施するにあたっては、「金品等の提供による不適切な集客行為」を断じて禁止する。なお、これらの行為が認められる場合、本市は当該契約を解除又は無効とし、受託者に対して違約金又は損害賠償を請求するものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合は、事業を変更又は中止する場合があるが、柔軟に対応すること。なお、中止した場合は契約内容の見直しについて協議することとする。
- (7) 本業務は、国の交付金を活用する予定であり、会計検査の対象となる場合があることから、当該委託事業が完了した日の属する会計年度終了後、5年間保管すること。
- (8) 業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染防止対策を計画的に実施すること。
- (9) 業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、本市に帰属するものとする。
- (10) この仕様書に定めのない事項については、受託者と本市が必要に応じて協議するものとする。